

在宅看護体制機能強化事業補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日 局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅看護体制機能強化事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 補助事業の対象となる者は、神戸市内で介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定を受けている者で、同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う事業者であり、補助を受ける年度以降に機能強化型訪問看護管理療養費 1 もしくは 2 の算定を目指す者とする。

(対象経費)

第 3 条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が補助を受ける年度に新たに常勤看護職員を雇用するための経費及び新たに訪問用車両等を導入する経費とし、「兵庫県在宅看護体制機能強化事業」における「在宅看護拠点整備事業」において交付決定を受けたものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内で別表に掲げる額を限度とする。

(交付申請)

第 5 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第 7 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金

交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	訪問看護職員確保支援	訪問看護機器整備支援
補助基準額	1事業者あたり上限4,000千円	1事業者あたり上限2,000千円
補助率	1/4	1/4
補助金の額	<p>補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率1/4を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p>	<p>補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率1/4を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p>